

第49回 名張市都市計画審議会 会議録（概要）

- (1) 会議名：第49回 名張市都市計画審議会
- (2) 開催日時：令和4年8月24日（水）午前10時00分～午前11時40分
- (3) 開催場所：名張市役所 庁議室
- (4) 出席した者の職、氏名

審議会委員

会長	川口 佳秀
副会長	久 隆浩
	上島 芳子
	岡野 文生
	河合 進
	北森 仁美
	小寺 秀治
	阪本 忠幸
	坂本 直司
	重森 舞
	玉置 玉義
	松並 孝明
	山下 登

事務局ほか

市長	北川 裕之
都市整備部部長	谷本 浩司
都市計画室室長	喜多 一輝
同室係長	寺本 まり子
同室室員	中村 美香

- (5) 事項及び会議の公開又は非公開の別
名張市立地適正化計画の策定について
会議は公開
- (6) 傍聴人の数
1名
- (7) 発言の内容
別紙のとおり
- (8) その他審議会が必要と認める事項
なし

第49回 名張市都市計画審議会 議事録

日時：令和4年8月24日（水）
午前10時00分～11時40分
場所：名張市役所 庁議室

【議長】

それでは、着座にて進行させていただきます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

名張市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行につきましては、格段のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、本日の会議の公開については、名張市都市計画審議会運営規定第4条第1項の規定により公開するものとし、公開による方法は傍聴によるものといたします。事務局の方、傍聴者はいますか。

【事務局】

はい。傍聴定員15名のうち傍聴希望者1名でございます。

【議長】

はい。傍聴の希望者があるようでございますので、傍聴者の誘導を事務局の方、よろしくお願いしたいと思います。しばらくの間、委員の皆様ちょっとお待ちください。

・・・傍聴者 入場・・・

今、傍聴者が入場されましたので、まず、議事に入ります前に、名張市都市計画審議会運営規定第11条第1項の規定によりまして、岡野委員と坂本委員を本会議の議事録の署名者に指名いたします。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入ります。本日協議いただきます議事は「名張市立地適正化計画の策定について」でございます。まず、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい、事務局。お願いします。

【事務局】

失礼いたします。都市計画室長の喜多でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

これより、本日ご議論いただきます立地適正化計画につきまして、ご説明を申し上げます。先ほど、市長の挨拶にもございましたように、現在、当市は名張市都市マスタープランに基づきまして、拠点の形成とそれらを繋ぐための軸の形成、これをまちづくりの方針として掲げておりまして、集約連携型の都市づくりに臨むところでございます。今回策定を進めます立地適正化計画は、人口減少や高齢化を背景としまして、安心して快適な生活環境を実現しながら財政面、経済面においても持続可能な都市経営を保つということを目的とした計画でございます。この制度は、医療や福祉施設、商業施設、それから住居等の都市に必要な機能を拠点として集約しまして、これらを交通軸によって連携するというコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方、これを具体化するガイドラインとして都市再生特別措置法の改正により創設されております。昨年度は、計画策定の検討に先立ちまして、関係部署の所属職員によりまして庁内ワーキンググループを立ち上げました。本計画の原案となります事務素案を作成いたしまして、本日それをお示しさせていただくこととなります。この作業の中ではですね、積年の課題であります旧中心市街地の空洞化、桔梗が丘を始めとします大規模住宅団地の空き家問題の対応、そして、名張川の流域治水等の防災に着目しながら、作業を進めてまいりました。本計画は、本市が目指している集約連携型の都市構造の実現のために合理的に都市機能を配置するとともに、周辺村落部の美しい環境を守るという上でも効果を期待できる計画と考えております。

つきましては、これより制度説明とともに作成しました事務素案をお示しさせていただきますので、ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。またですね、今後の検討方針、スケジュールにつきましてもご説明を申し上げますのでそちらも併せてご検討の方よろしくお願ひいたします。それでは、詳細の説明に入らせていただきますが、事務局からの説明の後にですね、木津川上流河川事務所の所長でいらっしゃいます委員から名張市の流域治水につきましてもご説明いただけることになっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。では、詳細につきまして、担当係長よりご説明をさせていただきます。

【事務局】

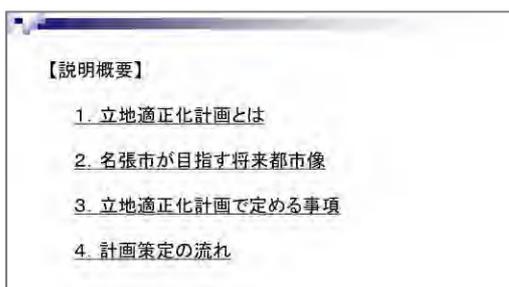
はい、議長。

【議長】

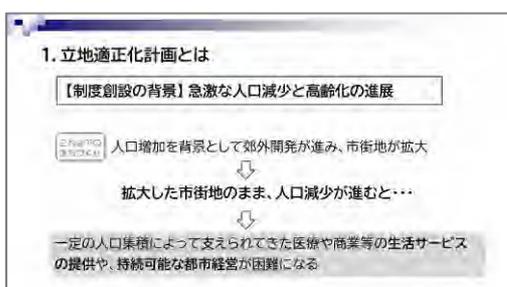
はい、係長。

【事務局】

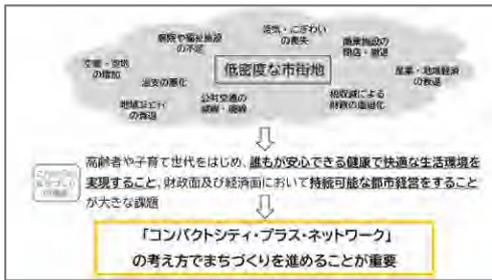
都市計画係長の寺本と申します。よろしくお願いたします。座ってご説明させていただきます。失礼いたします。



それでは、本日はこのような流れでご説明いたします。モニターを使ってご説明いたしますが、同じ内容のものを紙資料でもお渡ししております。モニターが見えにくいときは、そちらでご確認いただければと思います。



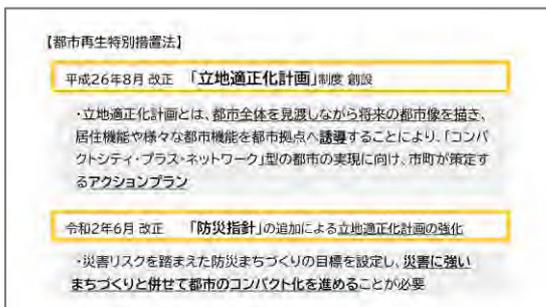
それでは1番「立地適正化計画とは」です。立地適正化計画は、急激な人口減少と高齢化の進展を背景に創設された計画制度です。名張市を含みます多くの地方都市では、これまで、人口増加を背景として郊外開発が進み、市街地が拡大してきましたが、拡大した市街地のまま人口減少が進んで低密度な市街地になると、一定の人口集積によって支えられてきた医療や商業等の生活サービスの提供や、持続可能な都市経営が困難になることが想定されます。



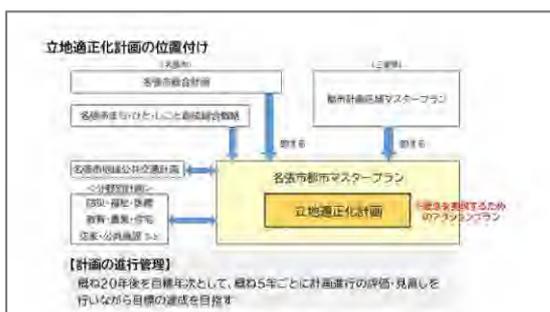
このように低密度な市街地になりますと、様々な課題が懸念されますことから、今後のまちづくりにおいては、高齢者や子育て世代をはじめ、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営をすることが大きな課題となっています。こうした中、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方でまちづくりを進めることが重要であるという国の方針が示されました。



コンパクトシティ・プラス・ネットワークをイメージ図で説明しますと、ピンク色の部分、都市の中心拠点や地域の生活拠点に生活サービス機能を、そしてその周辺の水色の部分に居住を集約・誘導しまして、これらの拠点を公共交通などで繋いで暮らしやすい街にするという考え方です。



このような背景を基に、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画」制度が創設されました。立地適正化計画とは、都市全体を見渡しなが将来の都市像を描き、居住機能や様々な都市機能を都市拠点へ誘導することにより、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型の都市の実現に向け、市町が策定するアクションプランです。また、令和2年6月の改正では、立地適正化計画に防災指針が追加されました。災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりと併せて、都市のコンパクト化を進めることが必要とされています。



立地適正化計画の位置付けはこちらのとおりです。市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープラン、名張市都市マスタープランとの調和が必要です。また、都市全体を見渡すものであることから、都市計画マスタープランの一部としてもみなされます。そして、赤字で書いておりますように、都市マスタープランの理念を実現するためのアクションプランの役割があります。この立地適正化計画の進行管理についてですが、概ね20年後を目標年次として、概ね5年ごとに計画進行の評価・見直しを行いながら、目標の達成を目指すことになります。



それでは、ここで、名張市の現況及び将来予測を見ていただきます。まずは人口動態です。名張市の人口動態は全国よりも10年早く、2000年をピークに減少傾向とな

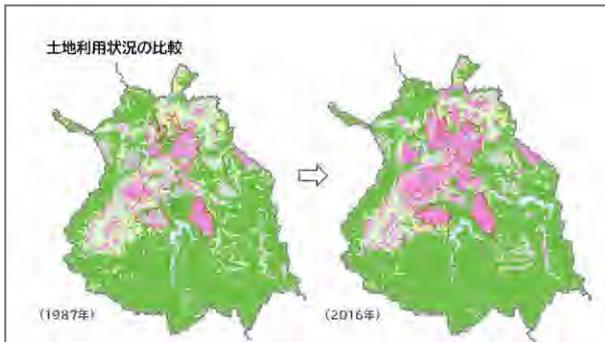
っておりまして、2045年には、総人口、約5万6千人と推計されております。これがどのくらいの減少具合かと、遡って見てみますと、だいたい、1985年と同じくらいの人口になるということがわかります。



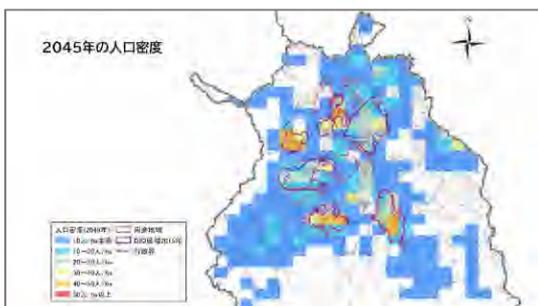
こちらが1985年と2045年の比較です。総人口はほぼ同じでも、その年齢構成はまったく違っておりまして、このように比べてみますと、違いがよくわかっていただけるかと思えます。同じ総人口でも2045年のほうが、高齢者の割合がグンと増えていることがわかります。



こちらは土地利用の状況です。1985年ちょうどのものがなかったので、それに近い1987年の土地利用状況です。ピンク色の部分が建物用地です。つまり、当時は、このピンク色の面積だけで居住に十分だったということです。ということは、2045年も同じ人口なので居住の区域をここまで縮小することは可能ということなのですが、



こちらの右側の2016年の状況を見ていただきますとおり、1985年当時はグレーや緑色の部分だった所も、既にもう宅地が広がってしまっていますので、これを元に戻すというのは現実的には難しいと思われます。つまりは、広がった都市のまま人口が減少するという事で、人口密度の低いまち、低密度な市街地が広がるということになります。



さらに、こちらの2045年の人口密度の図をご覧ください。青色が人口密度が低くオレンジ色が高いところですが、1987年には建物用地が多かった名張地域や桔梗が丘の人口密度もかなり低くなっておりまして、都市の中心部のスポンジ化、空洞化が発生することがわかります。

2. 名張市が目指す将来都市像

将来の都市構造とまちづくりの方針

1. 拠点の形成（まとまりのある市街地と集落の整備） **集約** = コンパクト

市内において固性ある複数の拠点を形成し、それぞれの拠点において集約化を図ることが大切です。そのため、新たな開発を抑制し、各拠点の特色に応じた集約化を進めるとともに、各拠点における活力ある地産づくりを目指します。

2. 軸の形成（軸の整備と市内連携の充実） **連携** = ネットワーク

専らしの場となる市街地や集落の整備を図るとともに、これらをつなぐ交通ネットワーク（交通軸）の整備を進め、機能的・機動的な都市の実現を目指します。施設配置についても、環境や利用圏に応じた適切な集約と役割分担を目指します。

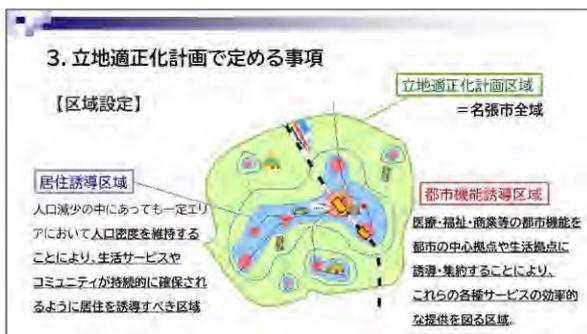
それでは、このような人口減少社会を見据えて、平成21年度に改正しました名張市都市マスタープランが目指す、将来都市構造をご説明いたします。まず、名張市が目指す将来の都市構造に向けて、大きく2つの方針を掲げております。1つ目が拠点の形成、まとまりのある市街地と集落の整備です。市内において個性ある複数の拠点を形成し、それぞれの拠点において集約化を図ることが大切です。そのため、新たな開発を抑制し、各拠点の特色に応じた集約化を進めるとともに、各拠点における活力ある地域づくりを目指します。2つ目が、軸の形成、軸の整備と市内連携の充実です。暮らしの場となる市街地や集落の整備を図るとともに、これらをつなぐ交通ネットワーク、交通軸の整備を進め、機能的・機動的な都市の実現を目指します。施設配置についても、規模や利用圏に応じた適切な集中と役割分担を目指します。



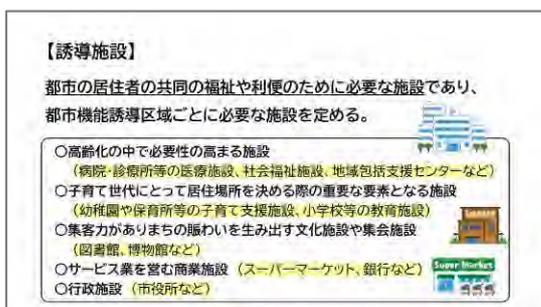
こちらが拠点の構想図です。中心部の赤色系の3つの円を市街地拠点としておりまして、希中央や鴻之台などを、都市機能の集積を図る都市機能拠点、名張地区をにぎわい・交流を図る都市交流拠点、桔梗が丘などを利便性の高い居住環境を創出する都市居住拠点としています。その周囲にあるのが黄色の円の、暮らしやすい地域づくりを進める生活文化拠点、大型の住宅団地に設定しています。そして、その間を埋めるように緑色の集落居住拠点があります。



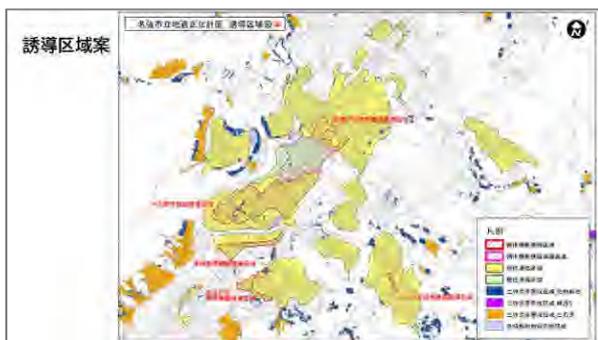
そして、これらの拠点を大小の交通軸でつなぎ、集約連携型の、いつまでも暮らし続けることのできる都市を目指します。また、これらを実現するためには、都市づくりの理念である3つの柱、1番、多様な居住、2番、連携の強化、3番、美しい都市を具体化していく必要があるとしています。立地適正化計画では、基本的な方針を定めることになっていますが、名張市都市マスタープランにおける、このような理念や方針にあわせたいと考えております。



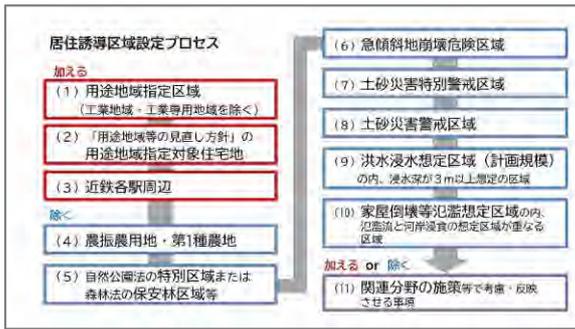
それでは、このような方針を基に、立地適正化計画ではどういうことを定めていくかご説明したいと思います。まずは区域設定からです。まず、イメージ図の緑色の部分、立地適正化計画区域は、都市計画区域全体とすることとなっておりますので、名張市全域が立地適正化計画区域になります。続きまして、水色の居住誘導区域です。人口減少の中にあっても一定エリアにおいて、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。次に、ピンクの都市機能誘導区域です。医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することによって、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。そして、この都市機能誘導区域には、必ず、誘導施設を定めなければならないことになっています。



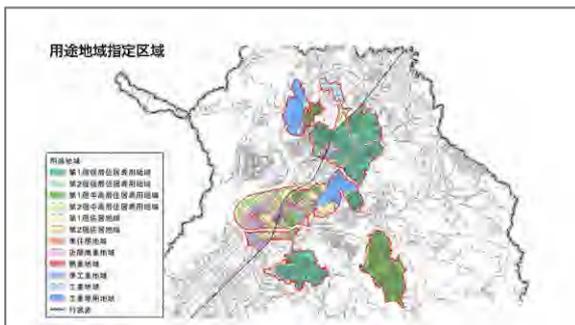
ここで、紙資料とは順番が変わりますが、先に誘導施設についてご説明しておきます。紙資料では18ページの下側です。誘導施設とは、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設として、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を定めます。具体的には、病院や福祉施設、子育て施設、文化施設や集会施設、商業施設や行政施設などがあります。この中で、福祉施設や子育て施設、学校につきましては、それぞれの計画等に基づいて、市域全体を見通した施設配置を既に図っていますので、原案の方では誘導施設には設定しませんでした。



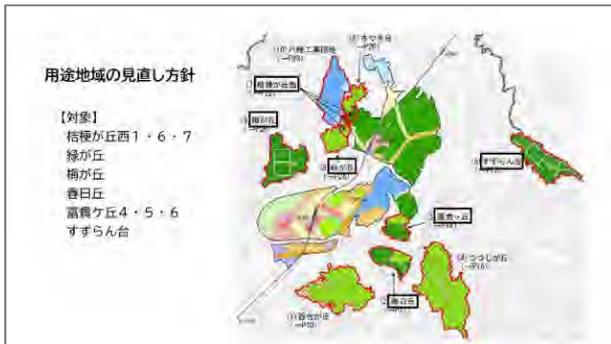
それでは、誘導区域案についてご説明いたします。紙資料は9ページにお戻りください。で、見えにくい場合は、本日お手元にご用意しましたA3サイズの図面をご覧ください。そちらには誘導施設も記載しております。まず、黄色の着色部分が居住誘導区域、赤色の斜線部分が都市機能誘導区域です。そして、ちょうど真ん中あたりの緑色の着色部分が居住誘導準備区域、ピンク色の斜線部分が都市機能誘導準備区域としております。誘導区域の設定については、用途地域をベースにしておりますが、この準備区域については、名張駅と桔梗が丘駅の間にある中心部になりますけれども、まだ用途地域を指定していませんので、用途地域を指定してから、順次、誘導区域として設定していきたいと考えました。



それでは、まず、居住誘導区域のほうからご説明いたします。居住誘導区域の設定については、こちらの、居住誘導区域設定プロセスと題しましたフロー図のとおり考えました。赤い四角の項目が居住誘導区域に加えていく区域、青い四角が除いていく区域、最後の紫の四角は加える場合と除く場合が考えられましたが、今回は、後ほどご説明しますが、加える区域だけになりました。この順番で加えたり除いたりを繰り返して、最終的に居住誘導区域の決定につなげました。

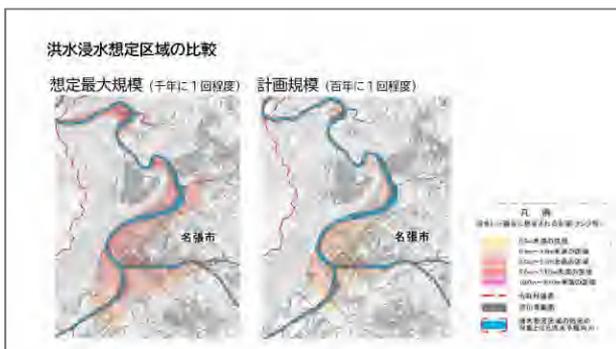


まずは、1番としまして、現行の都市計画との整合性を図るため、用途地域の指定区域をベースにしました。こちらが現在の用途地域の指定区域です。この中から、居住には向いていない、濃い青色の工業専用地域と、水色の工業地域を除いた残りの区域を対象といたしました。

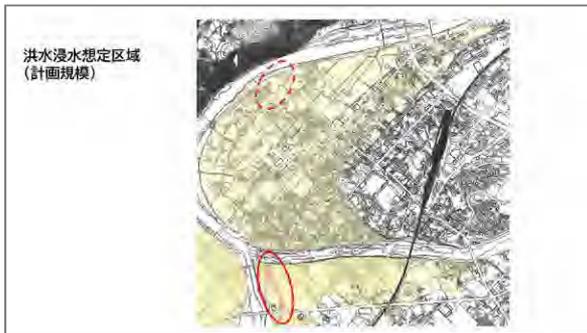


次に、プロセスの2番としまして、平成26年に作成いたしました見直し方針で、用途地域の指定を進めていこうという方針をたてた住宅団地を加えます。こちらですが、既に指定済みのところもありますので、黒の四角で囲んでいるところが、このプロセス2番の対象です。そして、プロセス3番で、近鉄各駅周辺を加えました。名張駅と桔梗が丘駅周辺はすでに対象になっていますので、ここで該当するのは美旗駅と赤目口駅周辺ということになります。

そして、ここまでで設定してきた区域から、次の4番以降の区域を除いていきます。4番から7番については、元々、誘導区域に含まないこととされている区域です。8番の土砂災害警戒区域については、原則として含まないこととされている区域でして、いったんここで除きますが、その一部だけについては、11番で加え直します。後ほどご説明します。



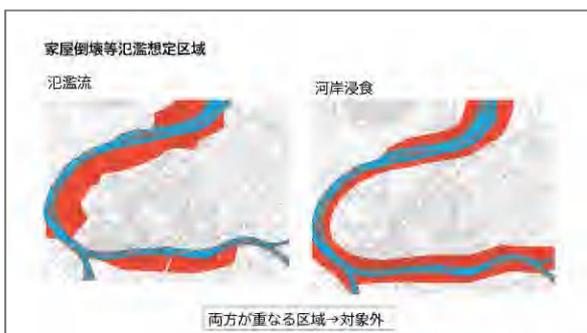
次にプロセス9番の洪水浸水想定区域ですが、このように1000年に1回程度の想定最大規模と100年に1回程度の計画規模がございます。こちらは国管理の名張川部分だけですけれども、想定最大規模と計画規模を比較しますと、このような感じになります。このうち、誘導区域の設定については、より頻度の高い計画規模でなおかつ垂直避難が困難になります浸水深が3メートル以上の区域を除くいたしました。



ただし、これに該当する区域はほんの一部だけになりまして、こちらの赤色の実線で囲った部分だけになります。

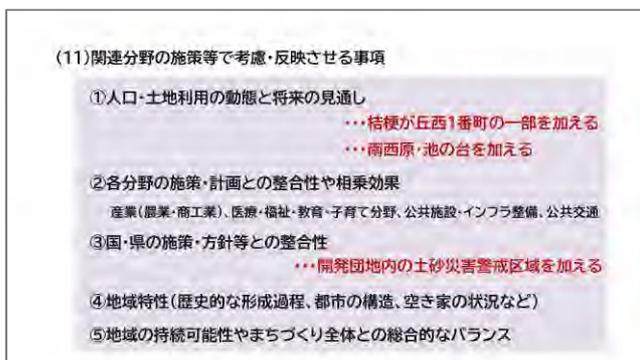


続きましてプロセス10番ですが、この家屋倒壊等氾濫想定区域についても簡単にご説明しておきます。こちらのように氾濫水の流れの力が大きく、家屋倒壊の危険がある氾濫流と、河川の流れにより土地が浸食され流失する危険がある河岸浸食の2種類があります。どちらも家屋の倒壊をもたらすので垂直避難は避けるべきところとされています。



非常に危険な区域ではありますが、既に多くの住居がこの区域内に存在していること

から、居住誘導区域の設定においては、氾濫流と河岸浸食の、2つの想定区域が重なる区域だけを除くことといたしました。



そして、最後の11番です。関連分野の施策等で考慮、反映させる事項ということで、人口・土地利用の動態と将来の見通し、各分野の施策・計画との整合性や相乗効果、国・県の施策・方針等との整合性、地域特性、地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランスの観点から考えまして、検討の結果、この赤字で書いている内容を加えることになりました。



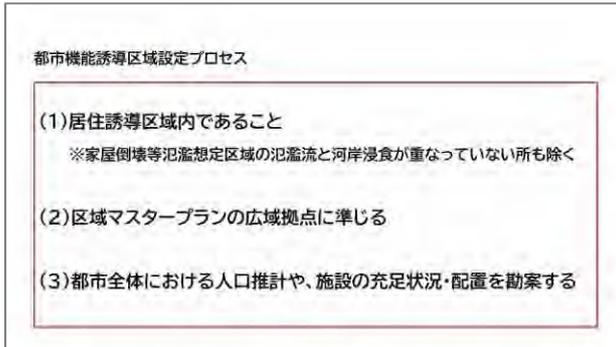
まず、1つ目、桔梗が丘西1番町の一部を加えると言いますのは、この青色の部分でございます。桔梗が丘西1番町ですが、この部分だけ後から開発されたため、見直し方針に載っていないので、プロセス2番の対象とならなかったのですが、実態としては桔梗が丘西1番町ですので対象といたしました。



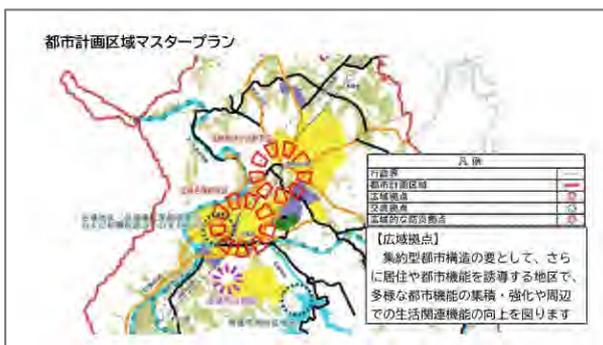
次に、南西原と池の台を加えるというものです。こちらですが、南西原と池の台も、用途地域の指定もなく、見直し方針の対象にもなっていないので、これまでのプロセスでは対象外なのですが、ここがないと、美旗駅周辺だけが小規模なままぼつんと離れてしまいますので、連担性を考慮しまして加えることにいたしました。



次に、開発団地内の土砂災害警戒区域を加えるというものです。先ほど、プロセスの8番で除くとした土砂災害警戒区域ですが、このように開発区域界のほんの一部だけですけれども、宅地にかかっている所があります。これらについては周囲の宅地と同様に県の開発許可等を受けているということで、3番、国・県の施策・方針等との整合性という理由で居住誘導区域に含めることにいたしました。



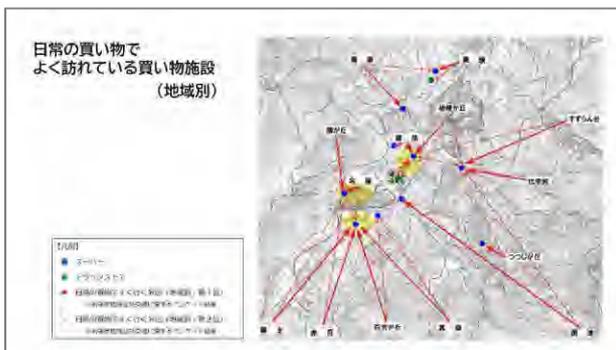
それでは、次に都市機能誘導区域の設定についてご説明いたします。こちらが、都市機能誘導区域の設定プロセスです。まず1番目として、居住誘導区域内に設定いたしました。これは必須条件です。先ほどの居住誘導区域では、こちらの家屋倒壊等氾濫想定区域の内、氾濫流と河岸浸食が重なる部分だけを除外していましたが、都市機能誘導区域では、こちらの重ならない部分もすべて除外することにいたしました。



2番目は、立地適正化計画が即さなければいけないとされています、三重県都市計画区域マスタープランの広域拠点に準じるといたしました。こちらの名張駅と桔梗が丘駅を含めた、この2つの赤い花丸のような部分が広域拠点です。区域マスタープランでは、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図るとされており、この範囲内に都市機能誘導区域を設定することにいたしました。ですので、こちらの中央都市機能誘導区域と桔梗が丘都市機能誘導区域が、これに当てはまります。

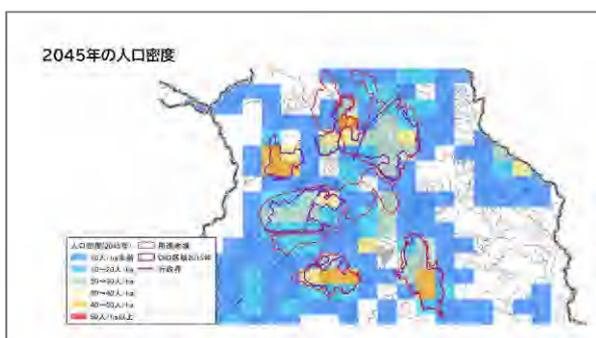


プロセスの3番目として、都市全体における人口推計や、施設の充足状況・配置を勘案して設定することいたしました。こちらは、昨年の8月に公共交通の担当のほうで実施しましたアンケート結果です。日常の主な外出目的についての回答結果ですが、平日、土日祝日ともに、上から5つ目の買物が、群を抜いて、最も多い結果となっています。そこで、この結果をもとに、外出頻度が最も高く、なおかつ、生活に最も直結している買物、すなわち、食品スーパーの立地に焦点を当てて、都市機能の利便性について考えることいたしました。

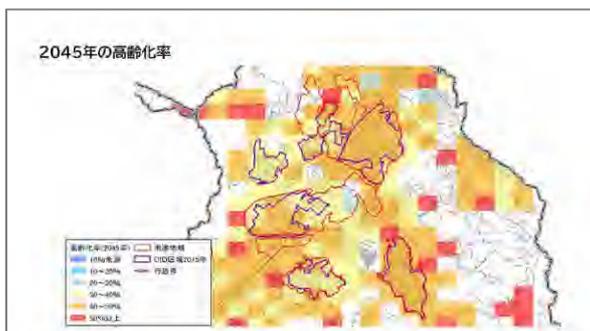


こちらは同じアンケートで、日常の買い物でよく訪れている買い物施設を地域別にまとめたものです。全体的な結果といたしましては、国津地域を除いたすべての地域において、その地域からいちばん近い買い物施設に行かれています。特にいちばん多く行かれていたのはマンダイやビバホームのあるガーデンプラザでした。この矢印の集中具合を見ましても、南部のほうの地域の方にとって、ここは都市機能として維持する必要があるべきところと判断しまして、165号沿いで交通の利便性もかなうことから、ここに都市機能誘導区域を設定することいたしました。これは、この特定の店舗を維持したいという意味ではなく、この周辺の買い物施設の立地を維持したいという意味でございます。ほかに多かったのが名張地域や蔵持地域など、市の中心部に立

地しているところでした。桔梗が丘のかたは、今回のアンケート結果では、桔梗が丘以外のお店によくいかれているようですが、この先高齢化が進んでいく中、桔梗が丘内でのある程度大きな店舗の立地も必要ではないかと考えました。



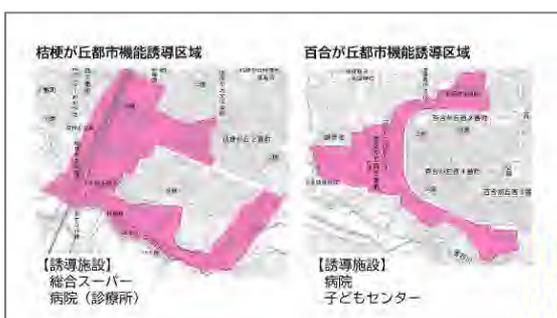
次に、将来の人口推計等からも検討いたしました。2045年も高い人口密度を維持しているのはこのオレンジ色のところになります。



そして、こちらの2045年の高齢化率の図を見ていただきますと、先ほどの人口密度が高かった箇所の内、つつじが丘につきましては、高齢化率も高く推計されています。人口密度も高く、高齢化率も高いということで、つつじが丘に商業施設の立地が必要ではないかと考えました。



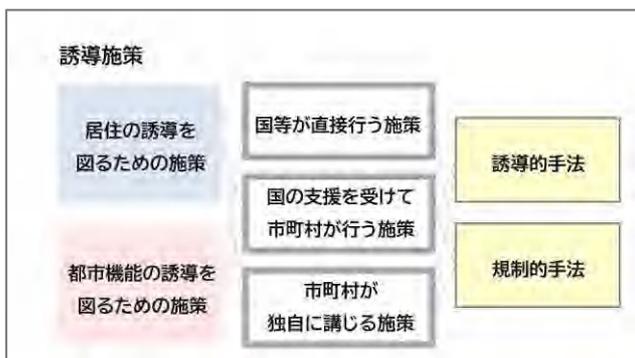
それでは、設定しました誘導区域を1つずつご説明します。誘導施設については、現在の立地を維持したい、立地を誘導したい、誘導区域外での立地を抑制したいという3つの観点から設定いたしました。まず、1つ目の、中央都市機能誘導区域は、都市の中心部ですので、誘導施設は一番多く設定しております。市役所、地域包括支援センター、防災センター、消防本部、文化会館、図書館、病院、総合スーパーです。



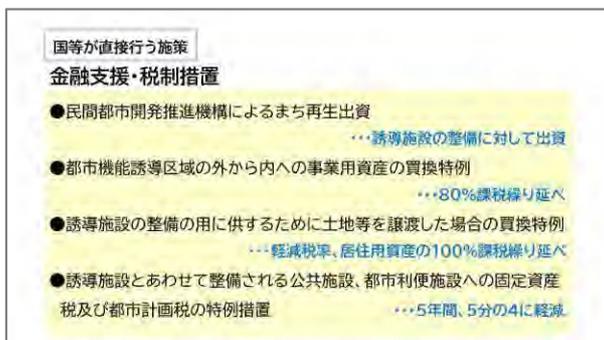
続きまして、桔梗が丘都市機能誘導区域です。誘導施設は総合スーパーと病院、あるいは診療所にしました。次が百合が丘です。こちらは、誘導施設を病院と子どもセンターにしました。



次に、箕曲とつつじが丘に食品スーパーを誘導施設にいたしました。都市機能誘導区域については以上でございます。



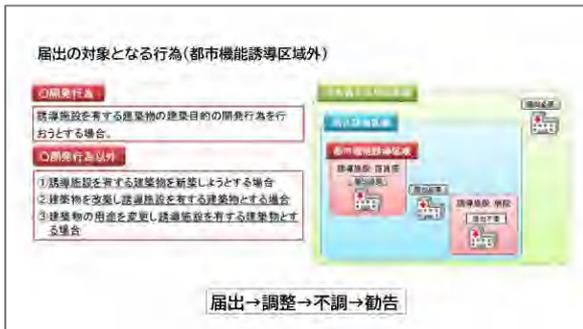
それでは、ここで誘導施策についてご説明いたします。誘導施策とは、居住や都市機能を誘導するために図る施策のことで、これまでの誘導区域とあわせて計画に記載する事項です。種類としては、国などが直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策の3種類があります。手法としては、誘導的手法と、規制的手法の活用が考えられます。



国などが直接行う施策としては、例えばこれらのように、都市機能誘導区域への誘導施設の整備などに対しての金融支援や税制上の特例措置がございます。これらを立適に記載して事前に明示しておくことで、民間事業者がその中から活用可能な施策を選択することができるようになり、結果として、都市機能の誘導が図られることとなります。



このほか、先ほどご説明しました規制的手法の活用としましては、届出制度がございます。この居住誘導区域外で、一定規模以上の開発や建築を行う場合は、市長への届け出が法律で義務付けられております。例えば、居住誘導区域外で3戸以上の住宅の新築やそのための開発行為などです。届出を受けて、居住の誘導に支障が生じると判断した場合は、居住誘導区域内で建築するようになどと調整を行います。調整が不調の場合は勧告することになります。

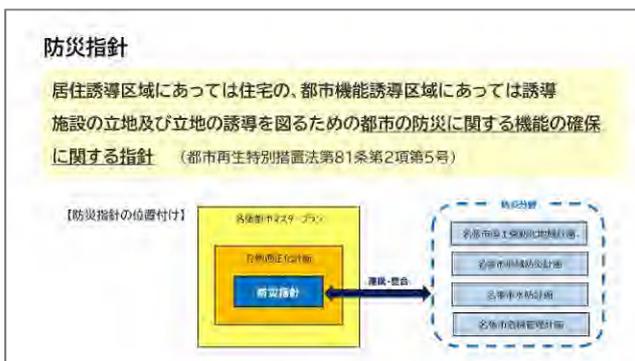


都市機能誘導区域も、届け出義務がございます。都市機能誘導区域の場合は、誘導区域外で誘導施設を有する建築物を新築したり、そのための開発行為を行うときに届出が必要になります。届出を受けて、調整が不調の場合はこちらも勧告することになります。

誘導施策(案)

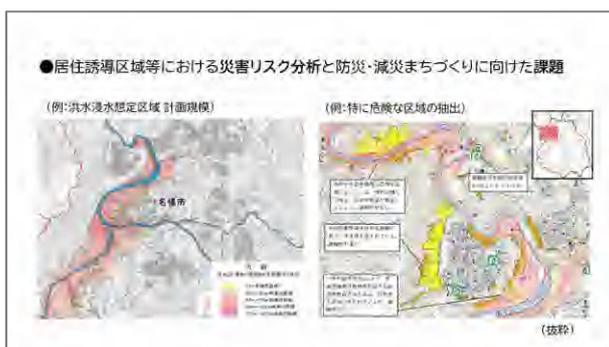
居住の誘導に関する施策	都市機能の誘導に関する施策
<ul style="list-style-type: none"> ・届出制度の運用 ・用途地域等の見直し ・公共交通の充実 ・都市構造再編集中支援事業の検討 ・市営住宅の整備 ・移動販売や宅配機能を備える買い物施設の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出制度の運用 ・用途地域等の見直し ・公共交通の充実 ・都市構造再編集中支援事業の検討 ・特定用途誘導地区の検討 ・桔梗が丘駅周辺の整備

これらのことを踏まえまして、庁内ワーキングで考えました誘導施策案がこちらでございまして、先に紙でお渡しした資料には、タイトルに案が抜けておりましたので訂正させていただきます。両方に共通するものとしまして、届出制度の運用、用途地域等の見直し、公共交通の充実、都市構造再編集中支援事業の検討といたしました。そして、居住に特化するものとして、市営住宅の整備、そして、移動販売や宅配機能を備える買い物施設の誘致といたしました。都市機能に特化したものとしましては、特定用途誘導地区の検討、桔梗が丘駅周辺の整備といたしました。かなり具体的に書いておりますが、ここで誤解のないように申し上げておきますと、これはこの誘致とか整備が決まったということではなくて、このような施策をすることができれば誘導がさらに進むだろうという、あくまでも理想の案でございまして、ただ、やはりこのような誘導施策と絡める事で、この立地適正化計画もさらに生きてくると思っておりますので、今後、小委員会の検討と並行しまして、他部署と相談しながら、連携が可能な誘導施策について引き続き検討してまいりたいと思っております。

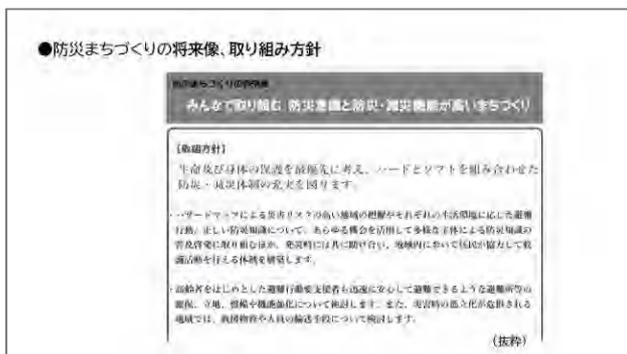


それでは、立地適正化計画で定める事項、防災指針についてでございます。防災指針とは居住や都市機能の誘導を図るための、都市の防災機能の確保に関する指針です。もう少し具体的に言いますと、これから、この計画の中で区域を設定して住宅や都市機能

を誘導していくわけですが、誘導するからには、その場所は自然災害に対応できる安全な場所であるべきということで、そのための方針と具体的な取組を定めていこうというものです。そして、地域防災計画や国土強靱化計画など、防災分野の計画、さらには、木津川上流河川事務所さんのほうで進めていただいています流域治水プロジェクトなどと連携・整合を図ってまいります。



それでは、抜粋したものでございますが、庁内ワーキンググループで作成した案をざっとご覧いただきたいと思います。まずは、災害リスク分析です。左の図のように災害ハザードごとに施設などをプロットしたり、右の図のように、特に危険な地域を抽出したりして、災害リスク分析を行います。



続きまして、これらの分析に基づいて課題を整理し、防災まちづくりの将来像と取組方針を記載します。

●具体的な取り組み、スケジュール、目標値

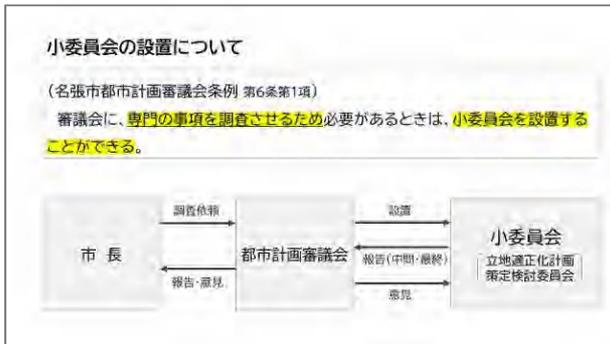
具体的な取組（施策）	実施年度	実施プロセス		実施開始の目標		
		計画	実施	初期 （1年）	中期 （3年）	長期 （5年）
避難所の機能強化	※	○	○	○	○	○
居住区域と周辺の避難所の計画・整備	※	○	○	○	○	○
木造住宅の集約耐震診断	※	○	○	○	○	○
緊急輸送道路の避難乗降等の安全確保	※	○	○	○	○	○
土木道路・土木施設等の耐震性及び機能強化	※	○	○	○	○	○
広域・広域圏等の整備	※	○	○	○	○	○
プロテクト等の安全確保対策	※	○	○	○	○	○

(抜粋)

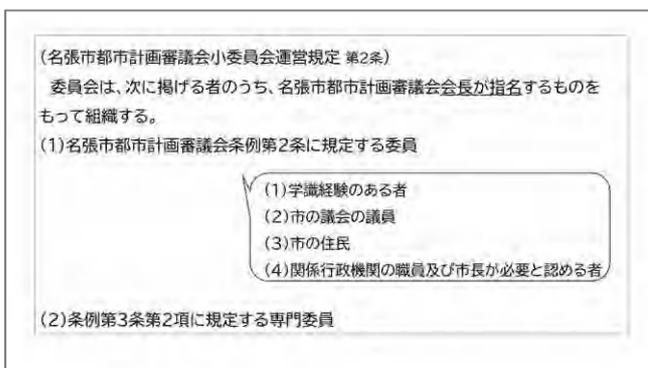
そして、最後に具体的な取組とスケジュール、目標値を記載します。具体的な取組、目標値については小委員会に入る前に、もう一度、防災担当部署である危機管理室などと調整したいと思っております。防災指針については以上でございます。



それでは、計画策定の流れについてご説明いたします。計画策定にあたりましては、素案を作成した後、公聴会や地域説明会の開催など住民意見を汲み取ったうえで、都市計画審議会の意見を聞くこととされております。また、都市計画審議会には意見を聴くだけでなく、小委員会を設置していただいて、そして、その小委員会で、昨年度庁内ワーキンググループで作成した原案、事務素案について調査検討を行っていただきたいと考えます。



小委員会の設置についてですが、名張市都市計画審議会条例第6条第1項で、審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、小委員会を設置することができるとなっております。流れとしましては、先ほど、市長が会長に調査依頼をさせていただきました。これを受けて、都市計画審議会で、専門の事項を調査するための小委員会を設置していただきます。小委員会で検討した内容については、都市計画審議会に報告していただき、その報告内容に対していただいたご意見を、さらに計画素案の検討に反映させていただきます。小委員会での計画素案の検討が終了しましたら、都市計画審議会から、市長に対してご意見と併せて、ご報告いただきたいと思っております。



なお、小委員会の委員については、名張市都市計画審議会条例第6条第2項及び名張市都市計画審議会小委員会運営規定第2条により会長が指名するものとなっております。都市計画審議会の委員の皆様と、審議会以外の専門委員の方から指名していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今後のスケジュール(予定)

	令和4年度				令和5年度				令和6年度					
	8月	10月	12月	2月	3月	7月	9月	10月	11～12月	1～2月	3月	4月	5月	6月
都市計画審議会	総論				本論報告									
小委員会	第1回	第2回	第3回	第4回						第5回				
議会					中間報告									
市民					地域代表者会議									
市民					市民説明会									
市民					市民説明会									

最後に今後のスケジュールでございます。1番左上、8月の、都市計画審議会、説明というのが本日のことでございます。そして、その下の小委員会は、10月から始めていただいて、今年度は10月、12月、2月と、2ヶ月おきに3回実施していただければと思います。5月の第4回目は、それまでのまとめと、総合計画が新しくなりますので、その新しい総合計画との整合性なども見ていただきたいと思います。そして来年度の7月頃に都市計画審議会の皆様へ中間報告をさせていただきたいと思っております。その後、庁内や議会での報告を経て、地域代表者会議にかけてから、地域説明会に入っていきたいと考えております。また、住民へのパブリックコメントも実施したいと考えております。そして、地域説明会やパブリックコメントで住民の意見を汲み取りましたら、それを計画素案に反映させるために最後の小委員会、第5回目を実施していただきたいと思っております。それで計画素案が作成しましたら、最後にまた都市計画審議会へ皆様へご報告をさせていただきたいと思っております。なお、これはあくまでも予定でございます。小委員会でいざ検討を始めていただきましたら、この回数では難しいのではないかとということになるかもしれませんので、あくまでも目安と考えておいていただきたいと思います。皆様のご意見をいただいてより良い計画を作りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。説明は以上でございます。

【議長】

はい、それでは続きまして、木津川上流河川事務所の所長の方から流域の治水に関しまして、ご説明をよろしくお願いたします。

【委員】

私の方からですね、先程、立地適正化計画の区域設定の中で防災を踏まえて設定していくという中で、治水の考え方、我々の方で流域治水ということで令和元年ぐらいの東日本の台風を踏まえて結構頻繁に災害が起きているということと、あと気候変動、温暖化の関係もあってですね、今まで河川内の河川整備とかダム整備とか河川管理者だけの整備だけではなかなか追いつかないということもありまして、治水としてはやはり流域全体でまちづくりを含めて考えてですね、治水対策をしていくのがいいということで、

これは令和2年に一応流域治水という考え方ができまして、流域全体で治水対策を講じていくということにしております。その説明を今回させていただきたいなと思います。



1枚目がそういう話でして、左の方に絵が書いていますけども、流域がこの集水域と氾濫域というふうに分かれていますけども、集水域の方にダム施設の施設とか河川改修とか砂防事業とかありますけども、そういうふうに河川区域内で整備するものっていうのは従来のやり方でした。それに対して、氾濫域とかこの集水域について全体で治水対策を講じていくということで、右の方に3つ区分させてもらっています。1番がですね、氾濫をできるだけ防ぐための対策ということで、これは主に河川整備とかダムの整備とかそういうものであります。2番目が今回のこの適正化計画の方に関係するようなところで、被害対象を減少させるような対策ということで氾濫した場合を想定して、これは事前にですね、被害を回避するためのまちづくりや住まい方の工夫をしていくというところのものでございます。3番目が被害の軽減・早期復旧・復興のための対策ということで、これは発生した場合にどういう風に被害を少なくしていくかというところの対策、この3つの柱でメニューを考えていって流域全体で治水対策をやっていくというような考えでございます。



次の裏の方にページめくってもらいますと、先ほどの2番目に書いていました被害対象をできるだけ減少させるための対策ということで、例えばですね、今回、適正化計画の中であれば誘導区域の設定に防災の観点を入れていくというところなんですけども、例えばここに書いています浸水被害の防止区域、こういうところが防止区域から適当ならば、こういうところに居住地を誘導していくと。要するに、水害リスクの少ないところに対して、先ほどの居住の誘導区域を持ってくるとかですね。反対に下の方に浸水被害防止、あとですね浸水の頻度が高いところについては居住区域からできるだけ外していくような考え方、そういうところは、例えば、右の上の方にあります貯留機能保全区域ですね、例えば、水田とかが多いところにつきましては、できるだけ流水を抑制するような対策をしていくと、そういう区域指定をしていくというような考え方とか、いろいろその流出を抑制するような対策とかできるだけ被害を軽減というか防止するような対策をまちづくりの方でもやっていくというような考え方を取り入れて、全体で治水対策をやっていくというような方向に考えております。これはそれぞれの流域で、それぞれの中でやっていくということになっていまして、我々の方ではですね、木津川上流の方で流域治水の協議会の方を設置していまして、その中で全体でそういったメニューをどういった規模でできるかというのを考えています。それはそれで作るんですけども、今回その適正化計画をこの1年でやるということなので、この考え方がこの適正化計画の中で、どこまでこの先に、まあ多分こっちの方が先行していると思いますので、その中でどういう施策ができるかっていうところを踏まえた中でこの適正化計画の方に位置付けていきたいなとふうに思っています、具体的には、小委員会の方で我々の方も入っていきますので、その中で意見を話したいと思っています。私からは以上でございます。

【議長】

事務局からの説明は以上でございますが、ご質問、ご意見等ございましたら議長と呼んでいただき、発言をお願いしたいと思います。

【委員】

はい。

【議長】

はい。委員さんどうぞ。

【委員】

先ほどですね、事務素案と検討等、色々説明いただきました。かなり広範囲にわたる内容です、今後のスケジュールの小委員会のスケジュールを見ましたら、今期

は10月から2月ということですね、この内容につきましてはもう事前にこういった議題内容でやろうとか、そういったものがある程度決まっているんでしょうかというのが1点。

【議長】

はい、わかりました。

【委員】

それと2点目なんですけども、先ほどの中で2045年を目途にですね一応、想定を考えられるという1つの目安があったと思いますけども、この時に人口密度から見たときにですね、ページ数からいきますと4ページでございます、この時に総人口5万6千667人ということなんですけども、この人口比率を見たときにですね、生産労働人口がですね少ない、高齢人口が多いということになりましたら市の財政面で支出があると思うんですね。そうしたときにですね、やるべき内容の重要度というのをですね、先ほどこに最後の方にですね、国からの支出や補助がもらえるパーセンテージがあったと思うんですけども、国等が行う施策、また国の支援を受けて市町村が行う施策等ですねあったと思うんですけども、この内容もですね、どの県もどの市もだんだん人口が減ってくるわけですから、同じようにですね、この比率というのが多分下がってくるであろうと思うんですね。そうするとですね、何を重点的に先にやっていくのかというところがあるんですね。ウエイト的なそういったものもある程度検討されているようでしたら、それも教えていただければと思いますのでその2点よろしくお願いします。

【議長】

はい。ありがとうございます。今、委員さんからですね2点ございました。1つに關しましては今後のスケジュールとして小委員会として方向性は定まっているかという点と、もう1点は人口が2045年に同じようなかたちをとっておりますけど労働生産性の減少によって財政支出によってやるべき重要度に関して考えているかというこの2点でございます。事務局の方からご説明をお願いできますか。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

小委員会のスケジュールについてお答えします。ではちょっと画面の方で、失礼します。国交省の方で立地適正化計画の策定の手引きというのがありまして、その中で策定の流れというのが示されておりまして、まあこのような順番なんですけれども、この順番通りに検討していただきたいと思いますと思っております。まず、第1回目に立地適正化計画制度の説明などをさせていただいた後に、方針とか都市の骨格構造、施策、誘導方針の検討などをさせていただきます。で、2回目に居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設、誘導施策の検討、第3回目に防災指針の検討、第4回目に総合計画を受けた誘導施策の検討、目標値、評価方法の検討、最後に地域説明会、パブリックコメントの結果報告、最終検討、という予定をしております。

【議長】

はい。結論としては、作成の手引きに沿って小委員会を開催していこうと。

【事務局】

はい。

【議長】

ただ、その検討事項の中で今も言われたスケジュール的に回数なり何なりはその小委員会で回数を増やすなり、何なりをまた再度考えていかざるを得ないということですね。

【事務局】

かもしれません。

【議長】

基本的にはこの方向性で定めてやっていくというかたちでよろしいですか。

【事務局】

はい、そうです。

【議長】

あの、委員、1件目これでよろしいですか。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【議長】

そうしたら2件目、すみません、よろしくお願いします。

【事務局】

はい。2点目のご質問です。いただきましたご質問ですけれども、2045年の人口比率に対しましてですね、生産年齢も低くなっているということのご懸念でご質問いただいたと理解いたしました。おっしゃる通りですね、高齢者が上がってくると、どうしても市の財政で申しますと福祉医療にかかってくる、いわゆる固定費といわれるものが多く負担としてなってきますので、やはり事業に回す費用というのが確かに全体費用の中で割合として少なくなるということは予測されることでございます。ただ、2045年のまだ長期の財政見通しははっきりとまだ分からない中ですので、進めていくといたしましたら、資料のページ数で申しますと23ページの方に誘導施策というのを一覧で施策も付けさせていただいておりますけれども、今回は具体的に国費事業でありますとか市単の事業も含めましてですけど具体的な事業を進めていくための積極的な計画というものではなくて、緩やかにですね都市の経営というのを合理化していくという意味合いがございますので、具体的に進めるというわけではないですけれどもここにあるメニューの中からできることから進めていくということになってくると考えられます。財政負担が少ないことと言いますと、一番上にあります、届出制度の運用というのを早速始まってまいりまして、これは財政負担もかかってまいりませんしですね、優先度をつけるとなってきますと名張市全体の中で課題となっているような都市機能の問題を解決するための補助事業というのがもし必要であればこの中から取捨選択してできる事業を選んでいくというようなことになろうかと思えます。ですので、具体的にこれとこれを優先してやるというのはその時の状況を見てですね進めていくことになるかと思えます。もちろん、予算が伴うことですので、議会の承認も得ながらということになってまいるかと思えます。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。状況判断しながら優先度合いをしていくというかたちでよろしいですね。はい。委員よろしいですか。

【委員】

はい、あと1点だけです。今回のコンパクトシティというのはよくわかるんですけども、プラスネットワークというかたちですね。今、我々が名張市民の中でですね、この

ネットワークづくりというのがすごくですね、公共の支出であつたりとかいろいろ課題になっているところがあると思うんですね。ですので、これにつきましては、国からの支援金が2分の1であれもらえるといるならですね、もうできると思うんですけどもですね、こういったものを内容案として実施案というのを先行してやっとかないと実際の中ではこれがネックになってくるんじゃないかな。ですので、コンパクトシティは作ったけどもネットワークができてないとかですね、そういったことも後々対応が遅れたりもするんじゃないかという思いもしてましてね、この辺の重要度は多分わかっておられると思うんですけども、ちょっと検討いただければと思います。

【議長】

はい。これは、委員から、ネットワークができていないことに関しましての対応を検討していただきたいというご意見ということによろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

はい、ありがとうございます。それでは、ほかの委員の方でご質問、ご意見ございましたらどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

【委員】

あの何点かちょっとお尋ねしたいんですけどもこの適正化の策定についてですね、国交省の資料見ましたらね、まず住民の意見を汲み取った上でいろんなまあ進めていきなさいよということなんですね。ですが日毎、我々住民の声いろいろ聞くんですけども、ここにどのように反映されているかはこれからの課題だと思うんですけども、日頃生活している方の声っていうのをしっかりまあ聞いていただきたいということがまず1点。そして次に先ほど庁内ワーキンググループですね、庁内で横との関係で議論されたということありましたけれども、国が仰っているのは、やはり都市計画室の担当部だけじゃなくて、病院であれ、会頭見えますけども商工会であれ、まあ公共交通、足の問題であれ、様々なことがありますので庁内で議論するのは当然なんですけども、本当にそれがしっかりと議論なされているかどうかですね、あの、形式的なワーキンググループで担当部におまかせというのは往々にしてあるんですけども、そのまず確認ですね。市民の声をどのように吸い上げていくかということと、そして横との関係、庁内のワーキンググループで議論されたと言いますけども本当にどの程度議論されたのか、まずこの点、1回確認させてください。

【議長】

はい、わかりました。今、委員から言われました、住民の意見のこの件に関してと、それとあとワーキンググループの横の関係の件、この2点でございます。はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい。

【事務局】

住民の方のご意見につきましては、先ほどご説明しましたこのスケジュールの中で、ある程度計画の素案ができてから、地域の説明会とそしてパブリックコメントを実施したいと思っております。

【議長】

はい、委員。

【委員】

これね、順番が逆だと思うんですね。日頃生活されてる市民の声をしっかり聞くというのがまず重要だと私は思うんです。と言いますのはね、街なかを歩くとね歩道がデコボコがあったり、バリアフリー化されてないんですね。あるいは、その近くの公園見たら分かるように石で囲んだ中に憩いの場があったり、あるいは公園の機能としての充実ですね。阪神淡路の大震災の時に、公園が何が有効であったかという、公園の周りに植樹をしたというんですね。なぜかって言うと熱風が来た時に木があるがために熱風が入らなかったと、木がなければ焼け死んでしまうんですね、ああいった大きい災害があった時に。ですから、そんな声が日々あるということと、旧町の方を歩きましたらね、街路樹が樫なんか植えてる場所があるんです。樫っていうのはご案内のように根は張ってデコボコになるは、葉っぱが落ちてきたらなかなかすぐ不要なゴミと言いますかね、現況のままですの後始末が大変なんですよ。そしてちょっと離れていきますと、会議所の近くなんかでも子どもたちが歩く歩道を見ると、あそこハナミズキなんですよ。そうするとハナミズキが植えてある年数が浅いがために、子どもたちが通る時に枝が頭に当たったりするんですよ。ですから、そういった日々の声っていうのは日頃皆さん方、市民の声っていっぱいあるのと、昨今のゲリラ豪雨ですね。先程ここも土砂災害の問題ありましたけども、住宅地がかなり多い法面があるという、当然まあ

その法面の横に家があるんですよね。私、何か所か見に行きましたけども、豪雨によってちょっと崩れていくんです。すると、せっかく取得した家がどうなるのかと。しかし、法面の地権者がまた別の方なんです。これは緑地の問題もあるんですけども、そんなところっていうのは本当にまず聞いてそして進めていくっていうのが私、重要だと思うんです。これでいうとパブコメなんか最後で来ますし、地域の住民ってこれずっと後になりますけども、できあがってからこれですってメニュー見せられてもね、ちょっと僕たちの声私たちの声が入ってないんじゃないかっていうのがありますので、できる限りその今ある声を拾っていただいて意見反映していただきたいとは思いますが。そして、重要なのが名張はアップダウンの多い町なんです。そうすると、高齢化に伴ってバスもなかなか使い勝手悪い、病院にも行けない、市役所にも行けない、そんな問題って山積してるんですけども、これがはっきり言いましてね、国交省の最初の6、7年前のベースとたいして変わってないんです。ですから、6、7年前国交省がどんどん進めてきたものがこうって具体化してきたんですけども、ちょっとそこらがね上から来たものじゃなくて、下から積み上げるという、当然、生活者視点ですのでね、やっぱり市というのは市民があつての市ですので、ですから、ぜひこの順番を変えてでも多くの市民の声を聞いていただいて不都合がないか、当然、高齢化に伴って免許証返上、コミバスがないわ、行けないわ、お願いしてもなかなか融通利かないという声がありますので、これはもう意見として聞いていただいて、市民の声を十分聞くということ前提にスケジュール変更してでもお願いしたいというこれ私の意見なんですけども、最後にもう1点だけ質問を。質問はですね、市機能として伊賀圏域、伊賀市との連携ですね、これがちょっとどのように進められているのか。と言いますのは、過日もあの2桁国道なり、3桁国道含めて第二名神との関係とかいろいろな会合、伊賀であるんです。当然、名張の声がどのように反映されるかっていうことを含めてこの165、そして422、368これがどうしてももう少しやらないと都市機能の充実ちょっと難しいんです。ご案内のように名阪が何かあったら止まったらどうするんだと、165これどうなるんだと。そうすると368がこれずっと行くと多気まで、多気、松阪抜けていきますわね、これをどう有効にするかっていうことは災害時に松阪、多気抜けてこっちへ入ってくるって、こっちバックヤードになる可能性あるんです。伊賀が。しかし、名阪なりそういった165なり寸断されるとまったく伊勢湾岸のカバーができないという問題も出てくるんです。ですから、まちを大切にしながら伊賀との連携、そしてその大きな災害の時にバックヤードをどうするかっていうところも含めてやらないと、この狭い名張だけで10キロ四方の町だけでいこうかといつてもなかなか難しいのと住んでる方が名張の住まい求めて駅前に集まればって言われてもなかなか難しい問題もあるんです。そうすると公共交通どうするか、そんなことがありますので、ここでちょっと確認だけしておきたいのが、この伊賀との連携、そして私鉄、近鉄との関係含めてお考えがあればですね、お聞きしたい。とりわけ、伊賀神戸から伊賀上野まで行

く伊賀鉄道の利用の問題、関西線繋いで難波まで行く鉄道どうするかとかあるわけですので、そこら辺考えがあればですねちょっとご説明いただきたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございます。あの委員さん本当に市民のことを議会、議員として受けていただいていますね、本日3名の議員さんおられますけど、市民の声どんどん聞いていただいてそういうかたちの問題点等はどんどん発言していただければありがたいことかと思えます。ただちょっと今回とは間接の部分もございしますが、まず1つは本当に声を拾っていただきたいっていうのは本当にそのとおりでございますから、特にその辺事務局で考えた中でやっていたいただきたいなと思えます。途中言われました、ちょっと今回とは直接関与しませんが、伊賀市さんとの連携とそれとあと今言われた国道の問題点等ございましたら何かありましたらご説明していただければと思います。

はい、事務局。

【事務局】

貴重な意見ありがとうございます。市民の方のご意見を常々から聞くということにつきましてはですね、市民意識調査等でも都市計画であったり土地利用についてのご意見、それから一番懸案となっております公共交通についてのご意見というのは必ずこちらの方にも私の方にも確認させていただいて、今後の行政に活かしていくということでこれは常々気に留めていっていることでございます。で、今回その中でですね、ある程度20年先を見込んだ都市のかたちを素案というかたちでお示しをさせていただきながらですね、まあ様々な意見あるかと思えますけれども、様々な意見を聞いた中で作りあげていくっていうのがこれは理想かもわかりませんが、ある程度の筋、案を提示させていただいた中で広く意見を聞きたいなというふうに考えてございます。それでまあそういう進め方を今考えております。とは言いながらですね、また別の方法等もあればですね検討もさせていただきたいと思えます。それから、伊賀管内といいますか、伊賀との広域についてでございますけども、まず道路につきましてはもう既に368の4車線化事業の取り組みであったり、逆に長瀬から御杖、津、松阪ですか、あちらへ向けての整備を進めていく協議会等も立ち上げてございますが、あと165号につきましてもですね、ごく最近ですけれども高規格的な道路に向けてですね宇陀市さん、それから今、伊賀市さん、津市さんにもお声がけをさせていただいて、整備を図っていく協議会を立ち上げようとしている段階でございます。そういったこともありまして、防災面でもですね、やはり道路重要でございますので、今後近隣市町とタッグを組んでですね、そういった対応をしていきたいと、このように考えてございます。以上でございます。

【議長】

委員さん。

【委員】

はい。

【議長】

あの本当にね、言っていた中で、今回、伊賀市の連携ですけど、同じ管内でございますから、やっぱり伊賀市の市長も名張市さんと是非とも連携していきたいというのは私も何回も聞かせていただいています。で、経済も交流したいし、行政とも交流していきたいという思いを持っております。それとあと368の件でございますが、これも一緒に私ども中部整備局さんにもう酸いほど言わせていただいているし、これは補助事業でございますから県の執行でございます。県の知事にも道路の関係の方にも酸いほど言わせていただいています。これは委員さんと一緒に、私どもその立場で一生懸命要望活動はさせていただき言わせていただいています。そういう声どんだんだんだんあげて、早期に実現するなり何なりをしていただければありがたいと思いますので、本当に貴重なご意見ありがとうございます。ほか、委員の皆さんでご質問なりご意見ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】

はい。

【議長】

はい、どうぞ、委員さん。

【委員】

2点お尋ねしたいと思ひますが、まず1点目に説明にもあつた桔梗が丘駅前。これは今の問題ではないと思ひんやけど、次のステップの課題になると思ひんやけども、ご存じのように近鉄百貨店が撤退しましたよね、それと西松屋やね。それともう1つは桔梗が丘で大きなのは法務局、それと高等学校ね。それでまあ市の提言されておりますね、若者永住というかたちでね取り組まれておりますやんか。もう1つ細かく今いろいろと議会の方でもご検討もされておりますけども、あの市民病院の中の産婦人科。そうしたらね、私、桔梗が丘駅の近くの2番町に住んでるんですけど、実際に夜、電車降りたらね、真っ暗ですよ。そんな時にね、言ったら悪いけど、市の方がね、前の亀井市長の時もいろいろ努力していただきましたけども、真っ暗ですよやんか。そんな時にそういうかたちで市が提言しても、果たして自分やったらねこんな所に住めるかってなりますわね。こ

れ、私は次のステップやと思うけども、こういうところもねやっぱり地域だけでなしに、私も連合会でいろいろとさせてもらってますが、名張市全体の問題なんでね、その辺のところを今後やっぱりこの審議会の中でいろいろとご意見等いただきながらやっていただきたいのが1つです。それと、先ほど仰っていただきました水資源の問題ですけども、ちょっとお尋ねしますけども、青蓮寺ダムって確か調節ダムというかたちで作られたと思うんですが、それはどういうようになってますか。

【委員】

洪水調節ということですか。

【委員】

そうです。いや、あの懸念してるのはね、こないだなんかもそうでしたけどね、あれってちょっとやっぱりその辺のところ吟味していただくほうがいいと思うんですけども、増水がね下の方、新町やら大屋戸から朝日町までございますよね。あの辺がね溢れ出てるのに、こんな言ったら失礼やけどね、計画的にそこまでやってると思うけども、増水してるのに必ずサイレン鳴らしてダムがね、そりゃいろいろあると思うんですけども、放水されますよね。あの辺ってね私も旧町の方に聞かせてもらってるけども。そうしたらね言うたら悪いけど、それも前からわかってますよね。この頃はもう気象もきちっと報告されてるし、その辺を前もってもう少し早くからね、調節ダムやったら調整してもらってした方がね、皆さんが溢れなくても、やっぱり下の方、新町の所ですわ、水位が自分の家の所まできてたら心配ですよ。そういうことのないようにですね、やっぱりその辺も配慮していただくっていうことはいかがですか。

【委員】

水機構さんの方で調整してるんですけども、基本的にはですね、川の要するに下流のですね川の流下能力を見ながらですね上流のダムで溢れないように調整しながらできるだけ放ってるっていうところがあります。で、そのサイレンを鳴らしてるのはですね、そういう洪水調節をするという意味合いで放流開始しますよということでサイレンを流してますので、決してその溢れますよっていう時のサイレンもありますけども、あのいつも流してるのはその放流開始しますよっていうことでサイレンを流してるところで、それはまあどちらかという川の中にいる人を安全に出てもらおうという意味合いで鳴らさしてもらってるところがあります。基本的に前もってできるだけ放ってという方法もですね、一応台風のときは一応ある程度予測をしましてある程度一定の規模の洪水がくるとなればですね、事前放流というかたちでその前に洪水量に達する前に放ったりするということで最近はさせてもらったりしてまして、できるだけ溢れないようにというか被害が出ないようにそういう操作を水機構さんの方でやっていただいているという

ところですよ。なので決してその予測もですね、ある程度気象の予測もだいぶ精度上がってるんですけど、やっぱりまだ局所的にどれぐらいの雨がどの地域で降るっていうのはなかなか読めないところもありますので。

【委員】

そうですね。それはおっしゃるように。

【委員】

ええ。そうです。ですので、予測はやりながらベストな方法で操作させてもらってるっていうのが今の状況だと思います。

【委員】

はい、ありがとうございます。すみません、近鉄の駅前のことだけちょっと教えていただけますか。

【委員】

ちょっと今のご質問とお答えはちょっと今日のお話とはずれるんですけども、私、流域の委員もここじゃないですけど淀川の委員もさせてもらってますので青蓮寺ダムのような多目的ダムはすごい難しいんですよ。っていうのは洪水防ぐだけのダムでしたらできるだけ空にしておいてたくさん水を貯めていったらいいんですけども、一方で飲み水とか水を貯めていかないといけないという役割があって空にしまうと今度は水が足らなくなるわけですね。そのあたりのその予測を両方していかないといけないわけですよ。どれだけ水を貯められるのかということと、それから飲み水等の利用の水としてどれだけ確保していかないといけないのかというのを両方考えていかないといけないので、そのあたり所長さんも含めていつも苦労されてるんですよ。このあたりが最近非常に異常気象で雨の降り方が変わってきてますから予想がますます難しくなっているということを皆さんご理解をいただければっていうように思います。以上です。

【議長】

はい、委員ありがとうございます。ちょっと私にも言わせていただきますと、これは本来、木津川の所長さんお見えになってますが水資源機構のダムの管理事務所が全部やっていますから。で、これに関してはここは3ダム、今言われた青蓮寺と長瀬と室生とこれを調整しながらやっていくのが1つでございます。それとまた別の機会にさせていただきたいと思いますが、いちばん最初青蓮寺ダムできたんだけど、今、委員言われたかたちで水ですね飲み水とかたちで大阪市との契約がまだ残ってるはずですよ。元々あったのかな。うちあったな元々な。まだ残ってると思います。そういうかたちの

要件も含めたなかでダムにお願いしてるのは、洪水のないように調整して精一杯してほしいということで、それはやっぱり守っていききたいということでございますからまたその辺は詳しくさせていただきたいと思います。で、桔梗駅前の件でございますね。本当に今あのここをどうしていくかなんて問題はようけあるわけでございます。その中で検討してる事項等ございましたらお願いします。

【事務局】

はい。ありがとうございます。次の段階の話でという前置きで話させていただいておりましたまさにその通りだと思います。まず、この都市計画におけます適正化計画は建物を緩やかに誘導していくというようなものでございまして、今回ですとこの資料の方にもまあ三重県の都市計画マスタープラン、添付させていただいておりますけど、ちょうど名張駅と桔梗が丘の駅というのが広域拠点ということで県のマスタープランの方にも位置付けられております。パワーポイントの資料の16ページの上側になるんですけども、先ほどの説明の中で花丸のような印と言っていましたが、大きな花丸印がついてます。これ、桔梗が丘駅の方もそのエリアに入っております、桔梗が丘の駅前のことは名張市においても大きな課題であるということも都市計画において認識しておりますことから、今回の立地適正化計画の中でもですね居住誘導区域であり都市機能の誘導区域ということで素案に定めさせていただいてるというような状況でございますので今後しっかりと名張駅についても桔梗が丘の駅前についても検討を進めていきたいというような考え方、認識を持っております。

【議長】

委員さんよろしいですか。

【委員】

はい、よろしいです。ありがとうございます。

【議長】

確かにね、桔梗の現状としては厳しい状況です。委員さんがおっしゃられたとおりです。数年前に県の都市計画審議会、こういう形であるわけでございます、その委員として私も出させていただいた時も、今、事務局が言ったようにこのマスタープランとしてあがってるのが名張駅前と桔梗が丘駅前ということで、あがってる限りこれは何らかの手に取っていかないといけないことですから、これはちょっとまあ時間がかかっているような形があると思いますが、置いとくのと違って議論していく場でございますので、どうぞまたご意見あったら言っていただければと思います。ほか、何かございましたら。

【委員】

はい、議長。

【議長】

はい、どうぞ、委員さんお願いします。

【委員】

せっかくですので、2点ほど確認ですけど、4ページにですね都市計画マスタープラン、三重県と書いてあって即すると書いてますが、こうなると、県の都市計画部局なんかと協議とか確認とかそういう機会があるんですかね。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい、係長。

【事務局】

策定・公表前には必ず県の担当部署には報告・協議させていただきます。案が確定する前にも定期的の中身をみていただきながら、相談しようと思っております。

【議長】

はい。よろしいですか。

【委員】

もう1点ですけど、ちょっと説明を私が聞き逃したかなんですけど、例えば15ページですね都市機能誘導区域設定プロセスという題があつてですね、居住誘導区域内であること、これはわかるんですけど、米印でですね、氾濫流と河岸浸食が重なっていない所も除くという表現があつて、もう一方ですね、12ページのところは今度は居住誘導区域の関係だと思えますけども、氾濫流と河岸浸食が両方が重なる区域は対象外となつてまして、片や対象外で片や重なっていない所も除くとのことで異なるんですけど、この考え方わかりやすく教えていただければ。

【議長】

あ、そうですね。ちょっとわかりやすく説明してください。言われるとおりでと思います。はい。

【事務局】

先ほどもご説明しましたように、家屋倒壊等氾濫想定区域は非常に危険な区域ですので、本来は居住誘導区域においても外すべきとは考えたんですけども、特に名張川の北側部分ですね住宅が既に密集されてますので、ここを居住誘導区域から外すのはどうかという意見がありまして、このような結果となりました。

【委員】

普通でいくと、厳しい方できつとどっちな1つでもなっていたら外していくと思うんですけど、もう既に居住地域化されてるために両方重なるところだけは外すけど片方だけは外さない、そういう考えですか。

【事務局】

はい。一応、庁内ワーキングではそのような結論になりました。

【委員】

現状にある程度合わすということですね。

【事務局】

はい。ただ、防災分野の方からしたら外すべきと思われるかもしれないです。

【議長】

委員よろしいですか。

【委員】

はい。わかりました。

【議長】

そうやってちょっとわかりにくいことあったらどんどん言ってください。本当にこの辺の流域も名張市の防災マップでいろんなかたちで厳しい地域にあがっておりますので、まあそこらへんの融合性も含めた中でしていただかないとあかんと思います。

【委員】

すみません、今の質問でですね

【議長】

はい。どうぞ、はい。委員さん。

【委員】

ただし云々というその文言というのはですね、現状ある所については認めるけどもそれより以上のことについてはですね除外すると、そういうような但し書きとか文言というのは、こういう都市計画の中には付けるべき内容ではないんですか。この区域設定の中では。

【議長】

はい。事務局すみません、言ってください。

【事務局】

あ、はい。すみません。

【委員】

質問内容わからなかった。

【事務局】

すみません。

【委員】

すみません。今、住宅建っておられるところについてはですね、これはまあ現状建っておりますからしょうがないですけども、新たな設定の時に誘導地域であったら建つわけですよ、危険がありながら建つということはいけませんので、それについては現有的部分については設定上は認めるけどもそれ以外については誘導地域から外すとかそういうような但し書きなりですね、そういった文言を付け加えるということについてはこういった区域設定の中ではあまりよくないというふうな判断でよろしいか。

【議長】

はい、事務局どうぞ。

【事務局】

はい。ありがとうございます。居住誘導区域が委員からご指摘いただいたような両方被っているところ片側だけが被っているところ、片側だけが被っているエリアにおいて今住まわれているところ今住まれていないところの但し書きの話、そういうご質問ということでもよろしいですか。

【委員】

はい。

【事務局】

今この立地適正化計画の中での定めとしましては、線の引き方としましては、居住誘導区域については氾濫流と河岸浸食の両方重なっている区域ということにしておりまして、片側しかかかってない部分につきましては居住誘導区域に含めております。で、今現在、既存で住んでいる方は認めてそれ以外は認めないというような線引きは現時点では考えておりませんし、ルールの中としましてはですね、既存不適格的な取り扱いというのはちょっとできないというような認識でございますので、今、今回居住誘導区域に指定しましたところにつきましては更地においても今後住んでいくことができるというような考え方で現時点では設定しております。

【委員】

ちょっとよろしいですか。今までの都市計画のやり方とかなりこのやり方が違ってまして。というのは、今までは規制っていうかたちでここではこれは作れませんっていうようなかたちになるわけですね。ところが、今回の居住誘導区域っていうのは非常にこう緩やかな誘導っていうようになっていて、先ほど最後の方に説明いただいたように、もしこの居住誘導区域外で住宅を建てるときは届出をするわけですね。だから、建ててはいけないっていうことはないわけです。届出をして、それを市側が許可、許可じゃない、その届出をして受け取るかどうかということで、ちょっとまずいんじゃないですかっていう話になったらいわゆる勧告とかいろいろそういうようなお話で別の所へ建ててくれませんかというような話に持っていくわけです。ですので、先ほどの委員のお話でいうと、今非常に緩やかな方で居住誘導区域を設定しますけども、これまた委員会の中で議論したらいいと思うんですけど、これ厳しい方で居住誘導区域をうっておいて、そのここの居住誘導区域外になったところで建物を建てたいということになれば届出をしてもらってそれを緩やかに市の方が受け取っていくという手法もあると思うんですね。だからそれはどちらを取るかっていうのはですね、今までのような規制とは違うので、後の運用の仕方でいろいろ変えていけますから、そこはまた委員会でも議論をしっかりとしていただいたらいいんじゃないかなと思います。

【議長】

はい、よろしいですか。

【委員】

はい、わかりました。

【委員】

はい、すみません。

【議長】

はい、委員さんどうぞ。

【委員】

すみません、18ページの誘導施設の2つ目の丸のところ、次世代にとってのというところで、小学校の教育施設等はまだ既にバランスとして配置されているのでということ言ってくださってたかなって思ったんですけど、人口の動態を見ていたら2020年と2045年で25年後にはもうだいたい子どもの数が6割ぐらいになっていて、きっとその学校の数の適正だったりっていうのが変わってくるんじゃないかなあっていうふうに思っています。それがこの都市計画の立地適正計画っていうところに学校の統廃合っていう部分をどんなふうに関連させていくかという計画があるのかなあっていうのをお聞きしたいなと思いました。

【議長】

はい、分かりました。学校の統廃合ですね。今、もうやられてきましたし、今後のことですね。

【委員】

そうですね。

【議長】

もしなんかのアイデアをもってありましたらお願いします。

【事務局】

はい。

【議長】

はい、どうぞ事務局。

【事務局】

ありがとうございます。まあ、現時点での小学校を誘導していくということで今の配置で定めてはおりますけれども、例えば村落部にございます小学校につきましては居住誘導区域から外れていたり、都市機能誘導区域から外れているというエリアはございま

すので、学校というのはやはりそこに子どもさんがいてお住まいであればですね、今既存の学校については今後そのまま使っていただけますし、統廃合で集約していくということになった場合はやはりこの都市機能の誘導区域の方に集約していくべきだというふうな考えはございます。しかしながらですね、この地域の子どもの数が減ってですねどこに集中していくかというところも今のところ予測値でしかございませんので、もし必要が、まあ、そこも踏まえて設定はしてありますけど、もしそのエリア外に必要ということになってきましたらですね、先ほど説明もさせていただきましたけれども概ね5年に1度の見直しということできますのでその中でやっていくっていう流れになると思います。

【議長】

はい、よろしいですか。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

はい、ありがとうございます。ほか、良かったですか。いろんなご意見いただきましたので、他にないようでしたら次に移らせていただきます。それでは、小委員会の委員指名の件でございますが、先ほど市長から依頼を受けましたので、都市計画審議会に小委員会を設置し、専門的に調査及び検討を進めていきたいと思っております。小委員会の委員につきましては都市計画審議会会長として私の方から指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

それでは指名するにあたりまして、事務局から補足説明、提案などございましたら説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。

【議長】

事務局お願いします。

【事務局】

失礼いたします。それではですね、小委員会の設置に係る事務局の考え方につきましてですね、名張市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、構成人員につきましては計10名でお願いいたします。10名の内訳といたしましては、専門委員の方として各分野から6名、それと都市計画審議会の方から4名の方々にお願いしていただければと考えております。この構成につきましては、平成21年度の都市マスタープランの改定時に小委員会を設置しておりますが、その時も同様でございます。当審議会から参画いただきます4名の方の内訳といたしましては、第1号委員であります学識経験のある方から3名、できましたら都市計画、地域経済、地域福祉の分野でご参画いただいている委員の方をお願いできればと考えております。それと、市民の代表ということで市の住民の方から1名、計4名でご指名いただきたいと、このように考えております。以上です。

【議長】

はい。そうしましたら、今事務局から説明があったわけですが、小委員会10名の指名を行うということでございますが、まずは当審議会から4名の方の指名をさせていただきたいと思っております。まず、第1号委員からは都市計画の分野でご参画いただいております久副会長さん、地域福祉の分野でご参画いただいております上島委員さん、それと地域経済の分野で参画しております私の3名を指名させていただきたいと思っております。3号委員の指名につきましては、平成28年から6年間、市民公募委員として当審議会に携わっていただきました都市計画についてよくご理解いただいております玉置委員を指名させていただきたいと思っております。以上、4名の方を指名させていただきます。よろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

はい、ありがとうございます。それでは、事項書4、その他の事項として事務局から何かございましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。事務局よろしいですか。

【事務局】

はい。特にございません。

【議長】

はい。ないようでございます。以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたします。

した。まず、傍聴されてる方がおられますので、ここで退場していただきますようよろしく願いいたします。

．．．．傍聴者 退場．．．．

【議長】

はい。退場されましたので、議事を終了し、進行を事務局に返させていただきます。事務局よろしく願いいたします。